

令和2年度浅川町会計年度任用職員募集要項

1 会計年度任用職員とは

1 会計年度内で(4月1日から翌年3月31日まで)で勤務する一般職非常勤の職員です。地方公務員法の改正により、これまで臨時・嘱託職員と呼ばれていた職員が、会計年度任用職員と変わったものです。

2 受験資格について

年齢・学歴等	年齢・・・問いません 学歴・・・問いません 性別・・・問いません
欠格事項	(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。 (2) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。 (3) 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3 試験内容等について

試験内容	書類選考及び面接試験 ※書類選考及び面接試験は、一般事務補助は総務課、その他の職種については、担当課にて行います。
日時・場所	令和2年2月中旬を予定しております。 ※詳細は、応募者へ後日連絡します。

4 給料等について

給料・報酬	別添の「勤務条件等一覧表」のとおりです。 ※経験年数等により、初任給額が加算される場合があります。
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の場合支給
期末手当	任用の要件が一定要件を満たした場合、支給条件に応じて支給されます。 支給月数は年最大2.55月です。
超過勤務手当	正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給します。
休日勤務手当	休日等に勤務した場合に支給します。
退職手当	任用の要件が一定要件を満たした場合、支給条件に応じて支給します。

5 主な勤務条件等について

任用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで (再度の任用可)
任用形態	①フルタイム会計年度任用職員 1週間当たりの勤務時間が38時間45分の職員 ②パートタイム会計年度任用職員 上記①以外の職員
年次休暇	有給休暇を付与(再度任用の場合、次年度へ繰り越し可能)

特別休暇(有給)	公民権行使、官公署出頭、現住居の滅失、出勤困難、退勤途上、忌引、公務上の傷病、私傷病、結婚、夏季等
特別休暇(無給)	産前・産後、保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、生理休暇、妊産疾病、骨髄ドナー、父母の祭日等
分限・懲戒処分	あり
社会保険	一定の要件を満たした場合、健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。また、福島県市町村職員共済組合に加入することもあります。
服務規程	地方公務員法の服務に関する次の各規定が適用されます。 ①服務の根本基準 ②服務の宣誓 ③法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ④信用失墜行為の禁止 ⑤秘密を守る義務 ⑥職務に専念する義務 ⑦政治的行為の制限 ⑧争議行為等の禁止 ⑨営利企業への従事等の制限 ※パートタイム会計年度任用職員は営利企業への従事等の制限が適用除外となります。

6 受験手続及び受付期間

申込書の入手方法	(1)直接交付 役場総務課にてお渡しします。 (2)ダウンロード 浅川町ホームページからダウンロードし、A4 サイズの用紙に印刷してください。
受付期間	令和2年1月20日(月)から令和2年2月10日(月) (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
提出書類	「浅川町会計年度任用職員申込書兼履歴書」に必要事項を記入して、受付期間中に申込先へ持参してください。 免許・資格を必要とする職種については、「免許・資格証の写し」も提出ください。
注意事項	パートタイムの職種については、複数の勤務場所での任用が可能です。その場合、職種ごとに申込書を提出してください。
申込先	〒963-6292 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15 浅川町役場 総務課 電話 0247-36-4121

7 その他

不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

浅川町役場 総務課 庶務係

電話 0247-36-4121(直通)